

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本方針

山形第一信用組合（以下、「当組合」といいます。）は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、以下の取組みを行ってまいります。

1. マネー・ローンダリング等防止態勢の整備

当組合は、マネロン・テロ資金供与防止の重要性を認識し、その防止のための組織を確立し、マネロン・テロ資金供与防止に関する情報収集と適切な対応をとるための態勢の整備に努めます。

また、当組合は、マネロン・テロ資金供与防止対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。

2. 組織体制

当組合は、事務部担当役員をマネロン・テロ資金供与防止責任者とし、事務部をマネロン・テロ資金供与等防止の管理部署とします。

3. マネー・ローンダリング等に係るリスクの特定、評価、低減

当組合は、リスクベース・アプローチに基づき、当組合が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを検証し、リスクを特定するとともに、特定されたリスクの評価を行い、その結果に基づき、リスクを低減させる適切な措置を講じます。

また、当組合は、マネロン・テロ資金供与防止対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン・テロ資金供与防止対策に関する方針）・手続（マネロン・テロ資金供与防止対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン・テロ資金供与防止対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

4. 顧客の管理方針

当組合は、関係法令等に基づいた本人確認等の手続を実施し、顧客受入や取引の可否の判定など適切な顧客管理を行うことで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適格な顧客との取引関係の排除に努めます。

5. 疑わしい取引の報告態勢

当組合は、疑わしい取引を検知するために適切な取引モニタリングを実施し、疑わしい取引を検知したときは、当局に速やかに届出を行います。

6. 内部監査の方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与防止のための態勢について、定期的に検証および内部監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

7. 役職員の研修方針

当組合は、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理が適切に行えるよう、役職員への研修を継続的に実施します。

なお、金融当局ならびに山形県警察の指導により、当組合では、マネロン・テロ資金供与のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂きたくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

山形第一信用組合